

鹿屋体育大学との取引に係る遵守事項等について (方針及び概要)

令和5年10月31日

【方針】

鹿屋体育大学（以下「本学」という。）では、公的研究費の取扱い及び不正使用防止について、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、令和3年2月1日改正）（以下「ガイドライン」という。）に基づき、適正な管理・運営に努めております。

しかしながら一方では、取組の効果が発揮されず、残念ながら公的研究費の不正使用が発生し、社会的信用が大きく傷ついてしまう研究機関もあります。

そのため、本学と取引を行う業者に対して、ガイドラインで定められている不正取引（不正行為）に関与しない旨を定めた「誓約書」の提出をお願いすることとします。

【概要】

1. 本学との取引に係る遵守事項について

- ・ 鹿屋体育大学との取引に関する諸規則を遵守するとともに、不正防止に関する諸規則を熟知し、不正に関与しないこと。
- ・ 鹿屋体育大学内部監査、その他調査等において、本学との取引帳簿類の閲覧・提出等の要請に協力すること。
- ・ 不正が認められた場合は、鹿屋体育大学における物品購入等契約に関する取引停止の取扱要項に定める取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
- ・ 鹿屋体育大学教職員から不正な行為の依頼等があった場合、又は不正行為を知り得た場合には、鹿屋体育大学研究費不正使用に関する相談・不正通報窓口（鹿屋体育大学経営戦略課会計室予算決算係、又は照国総合法律事務所）にすみやかに通報すること。

2. 本学との取引に関する諸規則等について

本学との取引に関する規則等については、本学ホームページで公開しておりますので、併せてご確認願います。（<https://www.nifs-k.ac.jp/public/bid/trader/>）

- 国立大学法人鹿屋体育大会計規則
- 鹿屋体育大学契約事務取扱細則
- 物品供給契約基準
- 製造請負契約基準
- 鹿屋体育大学における物品購入等契約に関する取引停止の取扱要項
- 鹿屋体育大学における公的研究費の適正管理に関する規程
- 鹿屋体育大学における公的研究費の不正防止計画

3. 誓約書の徴取について

① 誓約書の提出を求める対象業者について

- (1) 本学と一定の取引実績がある業者。

(2) 本学と新規に取引を行う業者。

ただし、(1) 及び (2) のいずれの場合においても、下記の者を除く。

- a) 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関
- b) 学校法人
- c) 国際機関、外国企業等
- d) 電気・ガス・水道・電話・郵便事業者等
- e) 弁護士・特許・税理士事務所等
- f) 商取引の相手方ではない個人
- g) その他、本件対象になじまない業種等

② 誓約事項等について

別紙様式のとおり

③ 誓約書の提出方法及び提出先について

【提出方法】

持参、もしくは郵送等にて提出願います。

【提出先】

〒891-2393 鹿屋市白水町1番地

国立大学法人鹿屋体育大学 経営戦略課会計室契約係

誓約書の提出を求める対象業者については、経営戦略課会計室契約係から依頼します。

なお、本学と新規に取引を行う業者については、取引開始時に誓約書を提出していただきます。

④ その他

誓約書を提出いただけない場合は、以後の取引を行わないことがあります。

4. 本件に関する連絡先

【取引に係る遵守事項及び誓約書の徴取等に関すること】

国立大学法人鹿屋体育大学 経営戦略課会計室契約係

〒891-2393 鹿児島県鹿屋市白水町1番地

F A X : 0994-46-4371

E-mail : keiyaku@nifs-k.ac.jp

【公的研究費の不正使用に関する学内通報窓口】

国立大学法人鹿屋体育大学 経営戦略課会計室予算決算係

〒891-2393 鹿児島県鹿屋市白水町1番地

F A X : 0994-46-4371

E-mail : yoketsu@nifs-k.ac.jp

【公的研究費の不正使用に関する学外通報窓口】

照国総合法律事務所

〒892-0841 鹿児島県鹿児島市照国町13-41

F A X : 099-239-7771

E-mail : yunokuchi@terukuni-lawyers.jp